

平成25年 2 月 6 日

政 務 調 査 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 八木橋 義則

このたび、政務調査のため出張しましたので次のとおり報告します。

日 時	平成 24 年 11 月 24 日 13:00 ~ 17:00
視 察 先	北海道自治労会館 3F 中ホール (札幌市北区北6条西7丁目)
調査事項	自治講座「北海道の基礎自治体を考える」 主催、公益社団法人北海道地方自治研究所
対 応 者	基調講演・講師 神原 勝氏 北海学園大学法学部教授/当研究所顧問 パネルディスカッション・パネリスト 司会 浅野一弘氏、満部幸基氏、山本進氏、神原 勝氏、佐藤克彦氏
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	パネルディスカッションの討論の柱 ○基礎自治体の置かれている状況 ○自治基本条例など自治体運営の基本を定める条例(議会基本条例、総合計画条例、財政健全化条例など)の現状と展望 ○自治体間協力(連合自治)の可能性 ○平成の大合併の影響 ○その他 自律自治体と自治基本条例 法律制度による自治体運営の限界 観客民主主義、お任せ民主主義の傾斜 2001年=セコ町から→現在300を超える これまでの自治体改革の到達点(成果)を総合化(情報公開・市民参加・総合計画・政策法務・財務規律・政策評価・住民投票・連合自治→) →自治・分権時代の出発点、自律自治体の形成 「生ける自治基本条例」への条件 総合化されること、具体的であること、相乗効果が生じること 総合型自治基本条例 = 自治基本条例 + 関連条例 基幹的なる3つの関連条例 議会基本条例、総合計画条例、財務規律条例 議会基本条例 2006年~北海道栗山町発→全国300自治体普及、議会改革の

代表制

象徴 議会が変われば自治体が変わる

自治体運営の4つの主体 → 市民・首長・職員・議員

議会の本質は「討論の広場」、そこへの4者の登場

議会基本条例の主要な内容

①市民と議会の関係の改革 → 双方向のコミュニケーション回路

②首長(行政)と議会の関係の改革 → 緊張ある二元代表民主制の運営

機関対立政治(議会が機関として批判・提案機能を担う)

③議員相互の自由討論の日常化 → 議会の基礎

あらためて議会の機能を問う

①公用機能 → 討論を通じて論点・争点を形成 (行政監視を含む)

②提案機能 → ①をふまえて必要な政策を提案 (提案の仕方は種々)

③決定機能 → 形式的な決着機能。①②をふまえてその意義がある

機構分立・機能分立・過程分立

首長と議会 = 機構分立、決定と執行 = 機能分立

従来の発想 → 議会 = 決定、首長 = 執行 ※ おおりにステレオタイプ化した発想

過程分立 → 企画・立案・決定・執行・評価のサイクルと議会の役割

基準なくして議会活動なし

自治基本条例・関連条例とその基準 → これをふまえた議会活動 → 健全な

自治体運営と政策能力の向上

総合計画

総合計画(条例)

自治体は地域社会の公共課題を政策で解決するための身近な政府その政策の基本枠組みが総合計画

マニフェストを組み込んだ役になる総合計画 → 策定と運用の手法の改革

自治基本条例に総合計画を位置づけ、計画に記載されない政策は行わない原則を明記

総合計画の議決(自治基本条例、議会基本条例)

常任委員会による所管別事務調査の後に総合計画事業の評価をおく議会の増大。

これらをもとえた策定。改定と運用手法の改革→栗山町議会「総合計画の策定と運用に関する条例案」

行財政縮小時代の健全な自治体運営

今後の自治体財政は半永久的に豊かにはならない

借金管理→債務状況と返済計画の情報公開、増収は優先的に返済に

定数管理→適正化計画(民間活力・自治体間協力・目標管理など)をふくめる

組織管理→簡素・効率化

政策管理→既存の政策の効用を常に見直すとともに、上記の諸点をふくめた余力の範囲でしか政策は実行できない。

総合計画条例の制定

地方自治法による基本構想策定義務化の廃止(2011年)

財務規律(条例)

財政と財務の区別(松下圭一氏)

地方財政健全化法(2009年)→新基準、全国統一基準、決算数値

自治体の独自基準→財務規律条例の制定(多治見市2007年)など

自治基本条例の基幹的な関連条例

従来の内部管理から自治の原則として条例化→基本理念、責務、情報の

公開・共有、財務諸表の作成、財政指標、事業の見直し、使用料・補助金

の見直し、財政リスクの把握、中期財政計画などを定める総合計画と

予算編成を媒介する(決算数値ではない)

北海道で不可欠な連合自治

小規模自治体は全国最多

179市町村中1万人以下自治体は112(全国1700市町村中約400)

北海道は様々な事情から市町村合併は多くなかった(合併効果が期待できなかった)

基礎自治 = 単位自治 + 連合自治

連合自治 = 地域連合(地理的つながり) + 機能連合(集む地で目的達成)

前者の例→奈井江町中心の中空知、後志地方、後者の例→下川町、美

幌町、滝上町、足寄町の森づくりとカーボン・オフセット事業

最近のヒット→本市町(歌志内市、奈井江町、上砂川町、瀬白町)による

「公の施設の相互利用に関する協定」(36の社会教育施設中心)

なぜ連合自治が必要か

これまで→中央集権(垂直方向)、フルセット型(豊かな財政)、非民主的

これから→地方分権(水平方向)、財政逼迫、民主的運営の可能性増大。